

厚生労働大臣 根本 匠 様

2020(令和 2)年度
社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長



現在、わが国では少子高齢化が進行するなか、全世代型の社会保障制度の構築に向けた取り組みが進められています。また、社会の変化のなか、既存の社会福祉制度では対応困難な課題のある人が増加し、住民同士の支え合いを含め、こうした人びとを地域の力で支える「地域共生社会」の実現が重要政策とされています。全国社会福祉協議会 政策委員会の構成組織では、この間、それぞれの使命と役割のもと、社会福祉の増進を図るとともに、地域共生社会実現に向けた取り組みを行っています。

また、近年、福祉分野においては、福祉人材の確保・定着が重要な課題となっています。その一方、国では昨(2018)年 6 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本(2019)年 4 月から順次施行されています。この法律では時間外労働の上限規制の導入や年 5 日の年次有給休暇の取得義務づけ、正規雇用者と非正規雇用者の間での不合理な待遇差の禁止等が規定され、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等においても適切な対応が求められています。しかし、現在の社会福祉施設等の職員配置基準や非正規職員の常勤換算等の状況を鑑みると、働き方改革に沿った福祉分野の労働環境を整備するには抜本的な改善が必要であり、そのための配置基準の見直しや財源確保が急務であります。

さらに、近年、多発する大規模な自然災害に対し、社会福祉協議会、社会福祉施設関係者、民生委員・児童委員等は発災時における被災者の支援だけでなく、平常時から連携し、災害に備えることが必要となっています。全国社会福祉協議会ではこの間、被災地への支援の経験を踏まえ、災害時の福祉分野における支援体制のあり方について検討を進めていますが、とくに平時からの体制整備と発災時の継続的な活動を支える財源確保が課題となっています。このため、全社協（「大規模災害対策福祉支援プロジェクト会議」）では、平常時からの支援体制の整備のもとに災害発生後の福祉支援を進めるために、全国社会福祉協議会および都道府県・指定都市社会福祉協議会等の連携・協働のもとに災害福祉支援体制を整えていくことを提言し、福祉分野の「災害福祉支援センター（仮称）」を設置運営するための体制整備・財源確保を喫緊の課題としています。

こうした状況を踏まえ、全国社会福祉協議会 政策委員会を構成する組織は、2020(令和 2)年度の国の施策、予算、税制に関する重点要望をとりまとめました。

これらの趣旨を十分に踏まえられ、今後の予算編成や施策立案にあたり、実効性をもって反映されるよう要望します。

【重点予算要望事項】

1. 「地域共生社会」の実現に向けた社会保障・社会福祉制度の拡充
2. 「働き方改革」に対応しうる職場づくりのための抜本的な職員配置の改善と福祉人材の確保、育成、定着等の対策強化
3. 大規模災害時の福祉支援活動充実にに向けた体制整備の推進

【制度・予算要望事項】

1. 地域福祉の推進基盤強化、包括的支援体制整備に係る支援の充実
2. 生活困窮者自立支援制度等のセーフティネット関連施策の拡充
3. 成年後見制度利用促進、日常生活自立支援事業等、総合的な権利擁護体制の確立
4. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の量的・質的な拡充
5. 社会的養護関係施策の拡充、社会的養護関係施設機能の強化
6. 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の拡充、介護保険事業の安定運営の確保
7. 障害者の地域生活支援、障害福祉サービスのさらなる拡充

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 消費税率引き上げ後の事業・サービス運営状況に関する適切な検証に基づく必要な対応

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

（構成組織）

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

【重点予算要望事項説明】

1. 「地域共生社会」の実現に向けた社会保障・社会福祉制度の拡充

(1) 地域コミュニティの再生・再編と活性化に向けた都道府県による市町村への支援強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、必要な検討を加え、全国的な整備に向けて 2020 年をめどに所要の措置を講じることになっています。2018 年 4 月の法律施行後、モデル事業の取組の現状と課題を踏まえ、全国整備を進めるためには、地域コミュニティの再生・再編と活性化の促進が重要です。
- ・ そのためにも市町村に対する都道府県の支援・連携強化が重要になることから、地域福祉計画の策定・改定において、都道府県が管内自治体の支援を効果的・効率的に実施できるよう、必要な方策を要望します。

(2) 包括的支援体制の整備に向けた実効ある取り組みの推進

- ・ 社会福祉協議会において、包括的支援を担う地域福祉コーディネーター等の専門人材の配置や、地域における総合相談・生活支援体制の整備など、制度や分野を超えた個別支援、権利擁護支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動等が総合的に展開できるよう、地域福祉計画とその施策の再構築に向けた実効ある取り組みを要望します。

(3) 社会福祉法人の公益的活動の強化と経営基盤・環境整備の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けて 2 万を超える社会福祉法人が主導的な役割を果たしていくためには、地域や人びとの生活課題・福祉ニーズに対し、開拓性、機動性、公益性をもって取り組んでいくことが必要です。そのためには、社会福祉法人の主体的、自律的な経営を確保することが必要であり、規制等のさらなる緩和とともに、法人経営基盤・環境整備の強化を要望します。
- ・ また、経済財政諮問会議や未来投資会議等において、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化や、医療法人と社会福祉法人の連携方策の検討といった方向が示され、厚生労働省において「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が設置され検討が進められていますが、社会福祉法人の主体性、自律性を基本とし、それぞれの法人の理念や専門性を踏まえた連携・協働の推進に向けた検討が進められるよう要望します。

2. 「働き方改革」に対応しうる職場づくりのための抜本的な職員配置の改善と福祉人材の確保、育成、定着等の対策強化

一億総活躍プランの主施策である保育・介護の環境整備のためには、サービス提供と支援・援助を担う多様な福祉人材の確保、育成、定着のための総合的な施策を拡充させることが必要不可欠です。本年 4 月から働き方改革関連法が順次施行されるなかにあつて、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等にあつては、現在の最低基準や人員配置基準等の抜本的な改善が急務となっています。意欲ある職員が働き続けられる職場づくりとともに、福祉人材の確保、育成、定着に向けて、次の事項を実現されるよう要望します。

(1) 福祉人材の確保・育成・定着のための総合的な施策の推進

- ・ 人が人に関わり、支える福祉の現場の人材確保・育成・定着は喫緊の課題です。「介護離職ゼロ」、待機児童解消をはじめとする「一億総活躍社会」の実現に向けては、福祉基盤の要である介護・保育・福祉人材（以下、「福祉人材」）の量的確保に加え、その資質向上が必要です。
- ・ 福祉人材の確保および育成・定着を進めるためには、幅広い人材の参入促進、さらなる処遇改善、職員配置の拡充、キャリアパス構築の支援をはじめ、福祉の職場に関する一層のPRや社会的評価の向上等、国による総合的な福祉人材確保施策の拡充が必要です。
- ・ 国を挙げて「働き方改革」が進められ、働き方改革関連法が順次施行されています。これにより、本年4月から時間外労働の上限規制の導入や年5日の年次有給休暇の取得義務づけが、また来年度には同一労働同一賃金の具体化が求められることとなります。しかし、福祉現場の職員配置の現状は極めて厳しく、「働き方改革」を実現するためには、福祉施設等の最低基準や人員配置等を抜本的に改善することが必要です。
- ・ さらに、介護、障害、児童福祉分野に共通した重要課題として24時間対応の生活施設やグループホーム等における夜間の勤務体制・職員配置が脆弱であることが挙げられます。利用者の見守り・安全確認、緊急的なケアの対応、さらに災害時等の避難等の対応の強化のために、夜間体制の抜本的な改善が必要です。
- ・ 全国1,800の社協においては、幅広く多様な福祉事業・活動を展開していますが、各事業（補助・委託）のなかで正規雇用が厳しく、非正規職員が約6割を占める現状にあります。抜本的な処遇改善とともに、事業の統合化等の改善を要望します。

(2) 福祉の職場や仕事に対する理解促進、イメージアップに向けた広報の推進等

- ・ 福祉人材確保のためには、福祉の仕事に対する社会全体の理解とイメージアップが重要です。2018年度よりイメージアップを目指した国の施策も実施されていますが、引き続き全国規模で継続的な広報・啓発活動の推進を要望します。
- ・ 次世代を担う若年層（小中学生・高校生等）に対する福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、職業選択につながる働きかけを福祉人材センターでは実施しています。市町村行政、教育および福祉関係者他、地域の多様な関係者が連携した活動の促進に向けた国としての支援を要望します。
- ・ あわせて、政府広報の活用等、国における福祉の仕事のイメージアップのための広報活動を継続的に実施するよう要望します。

(3) 都道府県福祉人材センターの体制強化と事業の拡充

- ・ 都道府県福祉人材センターは、社会福祉法による社会福祉事業従事者等の確保を図ることを目的とした唯一の指定機関であり、社会福祉法人・福祉事業者等との連携のもと、福祉人材確保・育成・定着に向け、様々な取り組みを行っています。
- ・ 福祉人材センターには事業者支援の役割を担うキャリア支援専門員が配置されていますが、人員不足や未配置のセンターもあります。求人・求職者間のきめ細かなマッチング支援をはじめ、働きやすい職場環境づくりのための事業者支援等、センター事業の一層の充実強化を図るため、都道府県福祉人材センターの職員体制強化、および地域医療介護総合確保基金（介護分）等を活用した事業費の確保を要望します。

(4) 離職介護福祉士等の届出制度のさらなる普及に向けた取り組み

- ・ 創設 3 年目を迎えた介護福祉士等の届出制度のさらなる普及に向けて、都道府県福祉人材センター・中央福祉人材センターによる制度周知のために必要な予算の確保を要望します。

3. 大規模災害時の福祉支援活動充実にに向けた体制整備の推進

(1) 災害救助における福祉の位置付けの明確化

- ・ 今日、大規模災害発生時には、高齢者・障害者といった要配慮者のみならず、被災者に対する福祉関係者の支援は、その命や健康を守るとともに、生活再建に向けて必要不可欠なものとなっています。ついては、その提供体制整備に向け、災害医療と同様に、災害時の福祉支援についても法定化を要望します。
- ・ とくに大規模災害時には、全国からの福祉関係者の応援派遣のもと、継続的な被災地支援が必要となります。こうした活動のために、公的責任のもとでの財政の確保を要望します。

(2) 社会福祉法人・福祉施設関係

① 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援

- ・ 東日本大震災被災地、とくに原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現が図られるよう要望します。

② 事業再開（継続）後の支援策の確保

- ・ 東日本大震災等の被災地においては、事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく、定員までの利用者受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分応えられない状況があります。これまで、関係団体による個別の支援が継続して行われていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう要望します。

③ 大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・ 国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPOなど、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう要望します。
- ・ また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう要望します。

(3) 社会福祉協議会関係

① 生活支援相談員の継続的配置と雇用条件等の向上

- ・ 被災地の社協に配置されている生活支援相談員は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくり等を通じて、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を

果たしています。

- ・ 被災地域では、避難生活の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然として大きいものがあります。
- ・ 2019年度予算から一般事業化されましたが、今後も生活支援相談員が中長期的な見通しをもって、質の高い被災者支援を継続するために、雇用条件等の環境整備が図られるよう要望します。

② 緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・ 発災後、被災地の社会福祉協議会では緊急小口資金の特例貸付（東北3県貸付決定件数6.8万件、熊本県貸付決定件数1.1万件）等を実施していますが、多くの借受世帯は生活再建の途上にあり、償還が困難となっている世帯も少なくありません。
- ・ こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも、引き続き被災地域の市町村社協における十分な職員配置が必要であり、そのための予算確保を要望します。

③ 大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・ 大規模災害発生時に、全社協、都道府県社協、市町村社協が連携・協力し被災地の災害ボランティアセンターを設置・運営し、行政やNPOと連携・協働しながら全国から訪れるボランティアの支援活動を被災者支援につなげています。
- ・ 大規模災害発生時に、被災地の都道府県段階における「災害福祉救援本部設置・運営」「各市町村における福祉支援ニーズの把握（避難者の福祉的課題の把握、避難所状況の把握）」「災害派遣福祉専門職チーム（DWAT、福祉施設支援者、生活福祉資金貸付担当職員、災害VC運営者）の派遣・受入調整」「災害用資機材の手配・受入調整」「情報共有会議への参画」「災害福祉支援専門員養成研修・訓練」「災害VC運営者・支援者研修・訓練」「災害福祉支援ネットワーク・情報ネットワークの構築」「被災地外部から被災地への支援（災害福祉専門員の先見派遣、福祉専門職のコーディネート、災害派遣福祉専門職チームの派遣調整など）」などに加え、全国に向けた「ボランティア活動情報の発信」などを総合的に行うために、平常時からの体制整備を図るための予算確保を要望します。
- ・ また、災害ボランティアセンター設置・運営の基礎となる市区町村社会福祉協議会には、住民、NPO、企業などとの多様な連携を平時に築いておくことが必要ですが、そうした取り組みをすすめるための事業や費用が確保されていません。こうした基盤整備に係る費用について国の施策や財政的な支援（補助金）を要望します。

【制度・予算要望事項説明】

1. 地域福祉の推進基盤強化、包括的支援体制整備に係る支援の拡充

(1) 民生委員・児童委員活動の広報および活動環境整備に向けた支援

① 民生委員・児童委員活動の広報の拡充

- ・ 地域のなかで支援を必要とする住民を把握し、必要な支援につなぐ役割を担う民生委員・児童委員は、各地において多岐にわたる活動を行っています。その一方、地域における民生委員・児童委員制度への理解が十分ではないことから、新たな「なり手」確保は全国的な課題となっています。
- ・ 民生委員・児童委員活動についての広報を強化し、民生委員・児童委員活動に対する関心と理解を醸成するために、関係予算の確保により、国においても積極的な広報に取り組むよう要望します。

② 民生委員・児童委員のための研修事業費の増額

- ・ 平成 28 年度の全国民生委員児童委員連合会の調査結果によれば、民生委員・児童委員の約 6 割が在任 2 期目まで（就任後 6 年以下）であることが明らかになり、地域での活動に必要とされる幅広い知識の習得を図るための研修の充実が一層重要となっています。
- ・ また同調査からは、「委員活動を続けていくために希望すること」として「自身の資質向上」が上位にあげられています。さらなる研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保を要望します。

③ 民生委員・児童委員の活動環境整備に向けた支援（連合民児協の法定化）

- ・ 今日、民生委員・児童委員には、地域共生社会づくりにおいて、各種の合議体や協議会への参画や取り組みが期待されるなかで、単位民児協活動の充実とともに、都道府県・市町村を圏域とする連合民児協における連絡・調整が重要になっています。
- ・ 現状では連合民児協の設置に関して、法令上の根拠がないため、自主的に設置された任意の組織になっており、活動内容や財政力に格差が生じています。連合民児協の設置・役割に関して法令上の位置づけを図るよう要望します。

④ 民生委員・児童委員活動保険への支援の拡充

- ・ 民生委員・児童委員活動保険は、2014 年度に民生委員・児童委員の活動上の安全・安心を保障するために創設されました。しかし、創設からの 5 年間で、民生委員・児童委員の高齢化や活動の多様化により事故が増加しています。保険料に対する補助金確保を含め、安定的な制度維持に向け、引き続きの支援を要望します。

⑤ 民生委員活動費や民児協活動推進費の増額

- ・ 民生委員・児童委員活動は、近年、社会福祉分野にとどまらず、防災や消費者保護など、多岐にわたり、増大する傾向にあり、移動や通信にかかる費用も増大しています。また、実費弁償費であるという性格上、消費税増額分の反映も必要です。民生委員活動費および民児協活動推進費の増額を要望します。

(2) 福祉医療施設（無料低額診療事業）との連携強化

- ・ 第二種社会福祉事業である無料低額診療事業を行う福祉医療施設は、医療と福祉の双方の機能を備え、生活保護受給者の増加が高齢者を中心に続くとともに、新たな生活課題、福祉ニーズへの対応が求められ、積極的な取り組みが期待されています。
- ・ 福祉医療施設が、地域の幅広い関係機関・団体等との連携を図ることで、地域包括ケアシステムの確立や地域共生社会の実現に向けた一翼を担うことができるよう、その役割の明確化を要望します。

(3) 地域生活定着促進事業の拡充

- ・ 地域生活定着促進事業では、地域生活定着支援センターが矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携し、支援の対象となる高齢者や障害者に矯正施設入所中から継続的に関わり、退所後の生活支援や必要な福祉サービスを受けられるように取り組んでいます。
- ・ 今後、さらに増える福祉の支援を必要とする矯正施設退所者に対して、必要な支援・援助が専門性をもって行えるよう、職員体制の強化、研修機会の確保、またセンターの安定運営のための必要な予算の確保と事業基盤の整備・強化が図られるよう要望します。

2. 生活困窮者自立支援制度等のセーフティネット関連施策の拡充

(1) 生活困窮者の自立支援の強化

① 生活困窮者自立支援制度の実施にかかる環境整備

- ・ 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（以下、「改正法案」）」により、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と一体的な実施を推進することとされていますが、2018年度の両事業の実施率は40％台にとどまっています。両事業は、自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、すべての地域で実施することが必要であり、引き続き財源を確保するとともに、都道府県とも連携し、自治体における積極的な取組を図るよう要望します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度では、多様な生活課題を抱える相談者へのきめ細かな寄り添い型の支援を継続的に支援することが必要です。自治体が事業の委託先を決定するにあたっては、職員の安定的な雇用により質の高い支援が継続的に行われることなど、総合的な評価による委託先の決定が行われるよう要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の研修等の充実

- ・ 多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。現在、国が実施している自立相談支援事業従事者養成研修は、2020年度より都道府県において実施される予定となっていますが、支援の質の確保のため、本制度の理念や相談支援員として求められる役割等に関する研修については国における研修を継続するなど、国と都道府県が役割を分担して重層的に研修を実施していくことが必要です。今後の人材育成について、国として方針を示すとともに、必要な財源確保等の措置を講じられるよう要望します。

- ・ 改正法において、従事者に対する研修、市域を越えたネットワークづくり等の都道府県の役割が明確化されましたが、都道府県において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保がはかられるよう、実施状況の把握など必要な措置を講じられるよう要望します。

(2) 窮迫した支援ニーズ・課題のある要支援者へのセーフティネット機能の確保

- ・ 2009年3月の「静養ホームたまゆら」の火災以後、住まいの確保に困難を有する生活保護受給者等が亡くなる事案が繰り返し発生しています。
- ・ こうしたことは、決して起きてはならないものであり、誰もが安心して生活できる「住まい」を確保するために、養護老人ホームや救護施設の適切な施設整備、新たな住宅支援セーフティネット制度に関する取り組みの強化、居住の場としての無料低額宿泊所の環境改善のための補助制度の創設等を要望いたします。

(3) 生活保護制度の見直し、保護施設等の機能の強化・拡充

- ・ 生活保護制度の見直し検討にあたっては、救護施設等の保護施設が利用者の地域移行とともに、地域生活に移行した人びとおよび地域の生活困窮者の支援を一層推進できるよう、救護施設等の基幹事業のもとに地域支援事業や一時保護、そのための職員配置、施設・設備の活用について柔軟に対応できる仕組みを講ずることが必要です。今後、さらにセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮するため、保護施設の一層の機能強化が図られるよう要望します。
- ・ あわせて、救護施設をはじめとする保護施設が循環型セーフティネット施設としての機能を維持、発揮するため、保護施設通所事業の柔軟な取り扱いを可能にするとともに、他法他施策による支援への円滑な移行に向けて、福祉事務所、地方自治体等の関係機関との連携強化のための施策が講じられるよう要望します。
- ・ また、福祉事務所を所管とする母子生活支援施設にあっては、子どもと母親の福祉ニーズへの対応やDV・虐待によるダメージの回復のためのケア、生活・就労支援等の機能強化が必要であり、あわせて児童相談所からの措置入所を可能とするよう要望します。

(4) 子どもの貧困問題と地域の子育て家庭（ひとり親家庭など）支援のための施策の拡充

- ・ 子どもの貧困率は13.9%であり、OECD加盟国のなかでも平均より高い状況にあります。とりわけひとり親世帯の貧困率は約50%と厳しい状況にあります。
- ・ 子どもの現在、そして未来が、家庭の経済事情に左右されないよう、生活支援、学習支援、給付型奨学金を含むさらなる奨学金制度の充実など、子どもの貧困対策の強化を図り、貧困の連鎖を解消するための施策の拡充が図られるよう要望します。
- ・ あわせて、支援を必要としている妊婦や子育て家庭が適切な支援につながるよう、専門性のある職員による早期発見や予防的な関わりが重要です。法改正により「市町村が子育て家庭支援のための拠点づくりに努める」とされたものの、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」も平成30年2月時点で100か所程度の整備にとどまっているのが現実です。社会的養護関係施設が児童福祉の専門機関として地域の要支援世帯への支援・援助を担っていくことのできる仕組みとして、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設をこれらの拠点・センターとして活用することや児童家庭支援センターの機能拡充等を要望します。

(5) 生活福祉資金貸付事業の推進に向けた取り組み

①生活福祉資金貸付事業のための事務費の確保

- ・ 生活福祉資金貸付事業においては、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携や 2022 年 3 月末の年金担保貸付事業廃止後の低所得高齢者に対する貸付等、その活用が期待されています。
- ・ また、債権回収に向けた体制や取り組み強化の方向性が示されるなか、2019 年度に予算化された借受人への支援を直接担う市町村社協の職員が果たす役割には大きなものがあります。ついては、2020 年度においても、市町村社協において必要な体制整備を可能とする予算確保とともに、その持続性について要望します。
- ・ さらに、生活福祉資金の債権管理は、全国統一の電算システムにより運用しており、重複貸付や不正貸付を抑止したり、災害時に備えたデータのバックアップ等も行っています。2020 年度は本システムのハードウェアの更新時期にあたるため、その更新費用とともに機能の維持・向上に向けたシステム改修の財源が確保されるよう要望します。

③ 適切な償還対応に向けた償還免除規程の見直し

- ・ 生活福祉資金は低所得世帯等への貸付事業ではありますが、とくに要件を満たした債権については償還免除規程により免除が可能とされています。もちろん借受人のモラルハザード防止の面からも、償還免除規程の適正な運用が求められますが、一方で、総合支援資金創設当初の貸付けで不良債権化した債権、不動産担保型生活資金において不動産売却額が貸付額を下回った場合の残債権、災害時の特例貸付で長く償還のない債権等については、償還が困難である場合が多い実態があります。
- ・ 低所得世帯の自立促進や財務の健全化の面からも、仮受人の生活状況等を踏まえ、適切な償還免除が可能となるよう、償還免除規程の見直しを要望します。

④ 介護福祉士修学資金等貸付事業の推進のための予算の確保

- ・ 平成 27 年度創設の介護福祉士修学資金等貸付制度等の 4 つの貸付事業については、年々、貸付件数・金額が増加しています。今後とも必要な貸付ニーズに対応するための原資とともに、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されるよう要望します。
- ・ また、本貸付事業は、福祉・介護の人材確保とともに、ひとり親家庭および児童養護施設退所者等の自立支援を図る制度です。借受人の償還に関しては、福祉現場での一定期間の就業等が返還免除要件となっていますが、借受人の自立を促進するには従事期間のさらなる短縮（とくに 5 年要件）等、返還免除要件の見直しを要望します。

3. 成年後見利用促進、日常生活自立支援事業等、総合的な権利擁護体制の確立

(1) 総合的な権利擁護体制の構築に向けた成年後見制度の利用促進

- ・ 判断能力が不十分な方が、尊厳をもってその人らしく安心して地域で生活するためには、地域における総合的な権利擁護体制の構築が必要です。
- ・ 成年後見制度利用促進のための中核機関については、設置主体である市町村の責任において設置推進するよう、国において、市町村等の取り組み状況を確認するとともに、市町村における体制整備と十分な財源確保のための支援を要望します。

- ・ また、とくに町村部は単独では人材や財源の確保が難しい地域があることから、都道府県行政、都道府県社協、家庭裁判所の連携により、広域での支援が図られるよう、財源も含めた措置を要望します。
- ・ 成年後見制度の利用促進にあたっては、地域によって市町村長申立ての活用には差があることが課題となっていることから、申立て経費や報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の充実を含め、市町村長申立ての積極的な推進が図られるよう要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・ 日常生活自立支援事業は、事業開始以来、年々利用者が増加し、2018年3月末時点で実利用者は53,484人を数えています。しかし、近年は新規契約件数の伸びは鈍化しており、その背景として専門員の体制不足による利用待機者が指摘されています。2018年に本会が実施した日常生活自立支援事業実態調査においても、全国で約2,600人の利用待機者がいることが明らかになりました。本事業は判断能力が不十分な人の暮らしを支える重要なサービスであり、支援を必要とする人が円滑に利用できるよう、各地域のニーズに応じた専門員等の体制強化が必要です。
- ・ 国においては、本（2019）年度、国庫補助基準算定額の見直しを行いました。しかし、都道府県・指定都市が基準額に合わせた補助を実施できず、引き続き本事業の補助額が伸びない状況がみられます。必要な財源確保について、都道府県・指定都市行政に徹底いただくよう要望します。
- ・ 今後、地域共生社会の実現に向けては、権利擁護支援体制の充実を包括的支援体制の基盤をなすものと位置づけ、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に推進する必要があります。このため、日常生活自立支援事業の実施について、市町村を主体とすることも含めて、実施主体のあり方を検討するよう要望します。

4. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の量的・質的な拡充

(1) 「量的拡充」と「質の向上」を両立するための恒久的な財源確保

- ・ 日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の整備のために、必要な地域におけるさらなる保育の「量的拡充」とともに、「質の向上」が必要です。待機児解消のために「量的拡充」の施策が進められていますが、「質の向上」を同時に図ることが喫緊の課題となっています。
- ・ 「質の向上」を図るためには、保育や社会的養護施設の職員配置や処遇の改善、機能向上を図る、消費税財源以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源の早期かつ恒久的な確保が必須です。2019年10月から幼児教育の無償化が実施されますが、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供されるよう、施策を推進することを要望します。

(2) 保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

保育の「質の向上」のためには、職員配置の改善と、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」のためのさらなる処遇改善が必要です。とくに以下の事項について、改善を要望します。

① 保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置を可能とする給付の改善

11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状では3時間分の非常勤保育士

分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう要望します。

保育士・保育教諭等の、延長保育も含む開所時間内の業務および職員配置の実態では、勤務時間のほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるを得ないのが現状です。保育の計画・記録・評価や日々の教材準備、保育の質の向上に向けた恒常的な研修のための時間を確保できる業務体制の構築が必要です。

- ② 1歳児ならびに4・5歳児の職員配置改善、子育て支援を主に担う主任保育士等の専任化、常勤の事務職員配置
- ③ 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置

5. 社会的養護関係施策の拡充、社会的養護関係施設機能の強化

社会的養護のもとに暮らす子どもの数は約4万5千人であり、全国の児童相談所が受けた児童虐待相談対応件数は、2017年度は13万7千件余にのぼり、児童虐待は深刻さを増しています。

望ましい養育環境での育ちが保障されないまま生きている子どもたちやひとり親家庭に、十分な社会の支援を担保するためには、都道府県社会的養育推進計画が子どもたちのニーズを基礎とし、各地域の実状に応じて策定され、着実に実施される必要があります。このことを実現するために、以下の事項を要望します。

- ① 本（2019）年度内に見直される都道府県推進計画が実態に即したもののかの検証を行うとともに、計画が着実に展開されるよう、国が予算を確保し、必要な施策を講ずること。
- ② 望ましい養育基盤の構築を社会全体で後押しするため、国は、専門的養育を行う人材の確保・育成・定着の促進について、実効性ある方策を示すこと。
- ③ 施設の小規模化、高機能化等には職員配置の拡充が不可欠です。専門職に対する大幅な処遇改善と、24時間365日養育・支援を行う児童福祉施設の機能を高めるため、加算（補助金）ではなく義務的経費として職員配置ができる抜本的改正を行うこと。とくに働き方改革を実行するために、夜勤体制の抜本的改善を図ること。
- ④ 国は、市区町村の子ども家庭総合支援体制の整備を促進するとともに、児童虐待防止のための協働に実効性をもたせるよう、都道府県・市町村と、児童相談所・福祉事務所等が全国広域で円滑に連携するための情報共有システムづくりを主導すること。
- ⑤ 社会的養護施設等の退所後も、社会で自立生活を続けるための支援を行うことができる一貫した体制を構築すること。またそのために必要な支援員の配置を進め、財政的な裏づけのある金銭面・保証面の支援施策拡充を行うこと。
- ⑥ 子どもの貧困対策や教育・就学支援など関連深い施策は、府省庁間の連携と情報共有のもとに国の方針を示すこと。

6. 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の拡充、介護保険事業の安定運営の確保

(1) 適切な介護保険給付の確保

- ・ 経済財政諮問会議経済・財政一体改革推進委員会による「経済・財政一体改革の中間評価」（平成30年3月）では、少子高齢化や人口減少を踏まえた給付と負担の適正化といった制度改革への取り組みを進め、2022年以降に団塊の世代が75歳に入り始めるまでに持続可能な全

世代型社会保障制度の構築に向けた基盤整備を進める必要があるとしています。

- ・ 要介護1・2の軽度者にとっては、介護保険サービスを受けることによって認知機能や身体機能の低下が抑制され、介護給付の低減につながることから、必要な人に必要なサービスが保険給付のもとで適切に提供されるよう要望します。

(2) 地域支援事業の全国的な拡充に向けた支援強化

- ・ 地域共生社会実現のうえでも重要である、市町村における要支援者等への効果的かつ効率的な支援等を可能とする総合事業（介護事業・日常生活支援総合事業）が全国的に進んでいません。地方自治体の格差を解消するとともに、算定・加算基準等の見直しをはじめ、生活支援コーディネーターや地域の拠点づくり等の環境整備の推進が図られるよう要望します。

(3) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定されるなか、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症についての啓発や本人・介護者等への支援が一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等、幅広い関係者による支援体制の量的・質的拡充に向けた取り組みの推進が図られるよう要望します。

(4) 包括的支援体制の強化に向けた地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域を基盤として、住民、保健福祉の関係者、行政が一体となって多様な課題に応える包括的支援体制の構築に向けて、その主要な役割を担う地域包括支援センターの一層の機能強化が必要です。
- ・ しかし、介護予防支援や総合相談支援などの取り組みは、それぞれの地域包括支援センターで異なることから、市町村がそれぞれの実情と課題を踏まえた必要な体制の整備と、そのための財源の確保、センター業務の整理が課題となっています。
- ・ このため、地域包括支援センターの体制に関する評価の実施を通じて、各センターの業務量に見合う適正な人員配置や、職員の資質向上のための研修の充実等、体制整備および安定的運営の確保に向けた支援を要望します。
- ・ なお、市町村における地域包括ケアシステムの構築と包括的支援体制の充実にあたっては、地域にある在宅介護支援センター（老人介護支援センター）の活用が図られるよう要望します。

(5) 老人クラブ活動等助成費の充実

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の進行とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の推進においては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のために老人クラブ活動を通じた取り組みと連動させていくなどの対応を講じられるよう要望します。

(6) 介護等分野での福祉機器、ICT等の活用の促進

- ・ 介護の安心や安全、質の向上を図るには、介護機器や介護の補助具、また見守りセンサーや

ICT を活用した職員の負担軽減や業務の効率化、情報の共有化を図ることが一層求められています。ついては、施設でのケアの質と機能の向上、安全・見守り、また事務運営の抜本的改善のために ICT の導入が促進されるよう支援の拡充を要望します。

7. 障害者の地域生活支援、障害福祉サービスのさらなる拡充

(1) 地域生活支援に向けた障害者の工賃向上、所得保障の充実

- ・ 障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者の所得の充実を図ることが必要です。働くことを希望する障害者がより高い工賃・賃金をめざす場合に、それを支える仕組みの一つとして「障害者優先調達推進法」の活用があります。今般、『公部門における障害者雇用に関する基本方針』に「優先調達推進法に基づく取り組み」が明記されましたが、優先調達推進法による調達方針策定は 2017 年度末時点で 5% の市町村で未策定となっており、また、調達方針が策定されていても調達実績がないところがあります。全市町村が調達方針を策定し、それに基づく取り組みを確実に実施するよう要望します。
- ・ あわせて障害者支援施設入所者についても、地域生活移行へのチャレンジを可能とするため、障害基礎年金の引上げなどについて施策を講じていただくよう要望します。

(2) 障害者の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実

- ・ 平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等調査報告によれば、被虐待者数は、養護者によるものが 1,570 人、障害者施設従事者によるものが 666 人にのぼっています。障害者福祉施設においては、さらなる権利擁護に努めていきますが、虐待に関する相談窓口の拡充や障害者の権利擁護に関わる全国的な啓発のさらなる推進を要望します。

(3) 障害福祉サービスを担う人材の確保

- ・ 障害者支援施設やサービス事業所において、最重度の障害者等を支援するための職員配置体制の充実や、防災・防犯対策に対応できる人材が確保できるよう、給与の引き上げにつながる加算のさらなる充実、人員配置に関する基準の拡充等を要望します。
- ・ またグループホームにおいて、とくに夜間帯に複数職員が配置できる（もしくはバックアップ施設からの支援が受けられる）体制整備を要望します。
- ・ 医療的ケアを常時必要とする重度障害者への支援体制の強化や就労支援事業所において利用者の工賃向上を果たすための職員の配置、専門的スキルを有する人材確保が可能となる施策を要望します。

【税制要望事項説明】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・ 社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割は

ますます重要になっています。社会福祉法人制度の根幹というべき現行の社会福祉法人の法人税非課税の堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・ 公益目的としての財源確保を後退させる軽減税率およびみなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取り組み拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 消費税率引き上げ後の事業・サービス運営状況に関する適切な検証に基づく必要な対応

- ・ 本年10月の消費税率引き上げにあわせ、今後、福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等での所要の対応が図られることとされていますが、その後の経営状況を検証し、必要に応じて適切な対応が図られるよう要望します。